

商工神奈川

2021

12

第73回 中小企業団体全国大会が横浜にて 開催されました！

～神奈川県では27年ぶりとなる開催～



No.768

Contents

〈巻頭〉第73回 中小企業団体全国大会 神奈川大会 開催報告	2
中央会トピックス	5
組合あてな	8
組合Q&A	9
情報連絡員の声	10
PRひろば	12
今月の逸品・編集後記・情報募集	13

この内容は2～4ページに掲載しています



“人を「^{つな}ぐ」・組織を「^{むす}ぶ」・地域を「^{つむ}ぐ」

神奈川県中小企業団体中央会

URL <https://www.chuokai-kanagawa.or.jp/>

第73回 中小企業団体全国大会 神奈川大会 開催

「新型コロナウイルス感染症・多発する災害からの経済再生支援策の拡充」、
「中小企業・小規模事業者・組合の成長促進投資への支援強化」等を要望決議



第73回中小企業団体全国大会(全国中小企業団体中央会／神奈川県中小企業団体中央会主催)が令和3年11月25日(木)14時より、「人を『絆(つな)ぐ』・組織を『結ぶ』・地域を『紡ぐ』」をキャッチフレーズに、パシフィコ横浜 国立大ホール(横浜市西区みなとみらい)で開催され、中小企業団体の代表者約1,700名が全国各地から参集し、神奈川県からも約500名が参加しました。本大会は、組合組織の発展に向けた不断の努力を決意し、中小企業の振興に必要とする施策の実現を図ることを目的に毎年開催されています。

大会は、神奈川フィルハーモニー管弦楽団のアトラクションに続いて、森洋 全国中小企業団体中央会会長の開会挨拶で始まり、萩生田光一 経済産業大臣、後藤茂之 厚生労働大臣、武部新 農林水産副大臣、関根正裕 株式会社商工組合中央金庫代表取締役社長、黒岩祐治 神奈川県知事、山中竹春 横浜市長の来賓の挨拶が行われました。



神奈川フィルハーモニー管弦楽団

続いて、坂倉徹 神奈川県中小企業団体中央会副会長が議長に、平栄三 千葉県中小企業団体中央会会長、石丸忠重 埼玉県中小企業団体中央会会長がそれぞれ副議長に選任され、議事が進行し、新型コロナウイルス感染症・多発する災害からの経済再生支援策の拡充、中小企業・小規模事業者・組合の成長促進投資への支援強化、働き方改革の実現に向けた中小企業への配慮、中小企業金融施策の拡充等、21項目を決議しました。

また、布川徹 徳島県中小企業団体中央会会長が「実感ある景気回復と地域を支える中小企業の持続的発展に向けた活力強化」の意見発表を行いました。

さらに、本大会の意義を内外に表明するため、碓谷友貴 神奈川県中小企業青年中央会会長が、「大会宣言」を高らかに宣し、満場の拍手の下、採択されました。

上記と併せて、本大会では、優良組合(35組合)、組合功労者(76名)、中央会優秀専従者(20名)の表彰が執り行われ、森会長より表彰状とともに記念品が贈られました。本県からは、下記のとおり優良組合3団体、組合功労者2名が表彰されました。

次期全国大会については、令和4年11月10日(木)に、長崎県において開催することを発表し、大会旗が坂倉副会長から森会長に返還され、森会長から石丸忠重長崎県中小企業団体中央会会長へ継承されました。次いで、石丸会長が次期開催地挨拶を行い、最後に豊永厚志(独)中小企業基盤整備機構理事長のかけ声で万歳三唱の後、閉会となりました。



優良組合の総代として壇上で表彰を受ける
横浜化学工業団地協同組合 平森理事長

神奈川県内の受賞者 (順不同・敬称略)

【優良組合】

神奈川県ファイナンシャル プランナーズ協同組合

理事長：佐藤房子
設立年月日：平成12年5月23日



横浜化学工業団地協同組合

理事長：平森基起
設立年月日：昭和55年2月1日



横浜市塗装事業協同組合

理事長：立澤 明
設立年月日：昭和61年11月1日



【組合功労者】

川崎市 ビルメンテナンス業協同組合

理事長 竹中伸幸



神奈川県綾瀬工業団地協同組合

理事長 丸山裕司



受賞者された皆様、
誠におめでとう
ございます

閉会後には、ヨコハマグランドインターコンチネンタルホテルにて各都道府県代表者等が懇親を深める「感謝のゆうべ」が開催されました。ドアオープンと同時に一般社団法人ユースクラシックの演奏が始まり、参加者を歓迎しました。全国大会にご列席いただいた来賓に加え、甘利明 衆議院議員をはじめとした多くの来賓からも挨拶が行われ、坂倉徹 神奈川県中小企業団体中央会副会長の乾杯挨拶で開会となりました。開会中に岸田文雄 内閣総理大臣も来場され、森会長と懇親を深める様子も見られ、盛況の後、閉会となりました。



乾杯挨拶をする坂倉副会長



会場にて面会した
岸田内閣総理大臣(写真左)と森会長(写真右)

中小企業団体全国大会 神奈川大会 記念講演会

全国大会開催前には、パシフィコ横浜会議センターにて記念講演会が開催されました。第一部では、「人・組織・地域の連携が持続可能な社会を切り拓く」をテーマとし、SDGs に積極的に取り組み、組合の活性化に繋げている事例発表が行われました。事例発表は橋本商店街協同組合の古橋裕一理事長並びに神奈川県室内装飾事業協同組合の渡邊英和専務理事が登壇され、それぞれの組合での活動を紹介されました。続く、第二部では前環境大臣 小泉進次郎 衆議院議員が登壇され、「中小企業が動けば、地域が変わる。気候変動対策が中小企業にとって不可欠な理由」をテーマとした講演会が行われました。記念講演会にも、全国から約500名の参加者が集まり、盛会の後、閉会となりました。



記念講演会会場の様子



前環境大臣 小泉進次郎衆議院議員

おかげさまで、盛会裏に閉会することができました。
これも皆様方のご支援とご愛顧によるものと、改めて心から感謝申し上げます。

第73回中小企業団体全国大会 神奈川大会記念対談

27年ぶりに神奈川県で中小企業団体全国大会が開催されることを記念し、森洋 全国中小企業団体中央会会長と角野然生 中小企業庁長官がコロナ禍での中小企業の成長と発展について対談を行いました。神奈川新聞のニュースサイト「カナロコ」に対談記事が掲載されていますので、是非ご覧ください！



【掲載サイト】



令和4年 新春賀詞交歓会並びに表彰式



開催日時：令和4年 **1月6日(木)** 10:30～13:00

開催場所：横浜ロイヤルパークホテル 宴会棟 3階「鳳翔の間」
(横浜市西区みなとみらい2-2-1-3)

参加費：お一人 10,000円

※入場時の手指消毒・非接触検温の実施、ソーシャルディスタンスを踏まえた配席、会場内の十分な換気等の万全の対策を講じて開催いたします。また、参加者は、原則としてワクチン接種済み(2回)の方とさせていただきます。また、地域の状況などにより未接種でご参加される場合は、PCR検査で陰性であることをご確認の上、ご参加をお願いいたします。

※新型コロナウイルスの感染状況や対策の実施状況などによって、今後、変更があり得ることもご理解ください。

【お問合せ先】業務推進部 TEL：045-633-5131



初めての方でも安心して参加できる

令和3年度 決算税務講習会のお知らせ



開催日時：令和4年 **2月1日(火)** 13:30～16:30

令和4年 **2月2日(水)** 10:00～12:00

開催場所：ホテルプラム横浜 3階 George V (横浜市西区北幸2丁目9-1)
※横浜駅西口より徒歩5分

講師：税理士法人コスモ・アソシエイツ 税理士 成田智史 氏

参加費：無料

定員：50名

開催内容：組合経理担当者等を対象に、組合特有の経理処理や決算処理、財務諸表等について理解を深める演習を含めた内容となっています。経理担当になって間もない方から、改めて組合会計について復習したい方まで、お気軽にご応募ください！当講習会はFAX又は本会ホームページで1月上旬にご案内させていただきます。

※当講習会は、入場時の手指消毒・非接触検温の実施、ソーシャルディスタンスを踏まえた配席、会場内の十分な換気等の万全の対策を講じた上で、開催させていただきます。

【お問合せ先】組合支援部 TEL：045-633-5132

青年中央会・協議会

「一都二県交流会 経営者セミナー」を開催しました！

令和3年10月29日(金)、湯河原町商工会(足柄下郡湯河原)にて神奈川県中小企業青年中央会が主催となり、「一都二県交流会 経営者セミナー」を開催しました。青年中央会・協議会は、「組合の後継者養成」を基本理念とし、若手経営者や次期後継者が組織や業界の次代を担うために必要な自己研鑽を積む、異業種交流の場を提供しており、各都道府県に1団体ずつ設置されている青年部団体です。今般、当会が幹事県となり、東京都並びに千葉県の同団体と共催で、株式会社浜銀総合研究所から講師を招き、「オリンピック後、2021年後半の経済・金融展望」と題したセミナーを開催しました。本来であれば、一都二県交流会は家族ぐるみでバーベキュー等を行って親睦を深め、地域の枠を越えたネットワークを構築する交流事業として毎年開催しています。しかし、今年度はコロナ禍であるため、感染防止策を講じて、傘下会員のみを対象とした実地とリモートを組み合わせたハイブリッド形式によるセミナーを開催することとなりました。当会としても約1年半ぶりとなる事業であったため、会員同士が久しぶりの再開を喜び合い、近況報告を行って交流を図っている姿がとても印象的でした。



開会挨拶をする神奈川県中小企業青年中央会
会長の碓谷友貴氏



セミナー会場の様子

会長に訊く、青年中央会の魅力と今後の活動について



約1年半ぶりに実施した事業の感想や当会の魅力、今後の活動等について碓谷会長にインタビューを行いました！

Q. コロナ禍となって初の事業を実施した感想を教えてください

本会は会員同士の異業種交流の場を提供することが使命であり、直接対面してコミュニケーションを図る以上に相互の関係が縮まる方法はないと感じています。今回、セミナー自体はリモート方式で開催することもできましたが、地域を超えて直接対面して会員同士が生き生きとコミュニケーションを図る姿を見て、ハイブリッド方式で開催して良かったと感じています。

Q. 事業が実施できない間、どんな活動をされていましたか

緊急事態宣言期間中は理事会や委員会を開催して、宣言明けにどのような事業ができるか検討していました。私は今年の5月の総会で会長に就任したばかりで、目標として、既存の事業を一つも取りこぼすことなく実施していく気持ちがあったので、やむなく事業を中止せざるを得なくなったときは非常に悔しかったです。本会に加入しているメリットを感じてもらわなければならないという想いが強かったので、今回の事業は感染防止策を講じて、予定通り実施することとしました。

Q. 自社の業務も行い、多忙の中、なぜそこまで当会の活動に尽力されているのですか

異業種交流が自社と私自身に多くのメリットをもたらしてくれるからです。私は電気工事会社を営んでいますが、異業種交流で築いたネットワークを通じて、簡単な見積もりの作成依頼から新しい施工業務の受注まで、様々な引き合いを受けています。会社を経営していれば、必然的に異業種の会社と関わらなければならない機会が発生しますが、昨今は悪徳業者に悩む方も多いので、顔の見える信頼のおける仲間として、安心して電気工事関連の相談をしやすいのだと思います。この異業種交流の輪が広がれば、それだけ各々の企業のビジネスチャンスも広がるので、自社に費やす時間を割いてでも、より多くの方に異業種交流の良さを知っていただきたいのです。

Q. 異業種交流で他に得られるメリットはありますか

全く異なる業界の方と交流を図ることで、自社の業務だけでは知り得ない経営のノウハウや知識を身に付けることができ、経営者としての成長も実感できています。青年中央会・協議会は全国団体となっているので、今回のように隣県同士で事業を行うだけでなく、毎年持ち回りで地域のブロック毎や全国規模で事業を実施しており、県内では出会えない様々な業種の方と交流できる機会があります。それだけ全国にネットワークを構築でき、学びの機会が多いことは非常に魅力的ではないでしょうか。

Q. それらのメリットはいつ頃から感じられるようになりましたか

本会の事業に参加していく度に、徐々にメリットを感じられるようになってきました。自社が引き合いを受ける機会が増えたのも、ビジネスパートナーとして選ばれるぐらい、相手と信頼関係を構築できたことに他なりません。異業種交流を通じて短期的に効果を得ようとするのではなく、長期的な視点を持って、交流を楽しみながら相手と信頼関係を構築していくことが、結果としてメリットに繋がるのではないのでしょうか。

Q. 今後、当会で取り組んでいきたいことを教えてください

最低でも既存の事業はスケジュール通り全て実施していきながら、会員増強のための啓蒙活動を行っていくつもりです。理想としては、会員同士で顧客の抱える悩みを解決するため、仲間を紹介し合う、そんなビジネスにも直結する WIN-WIN の関係を構築していければと考えています。本会には魅力溢れる「人」がたくさんおり、事業に参加すれば、きっと異業種交流の素晴らしさを知っていただけるはずです。



碓谷会長は神奈川県電気工事工業組合 青年部に所属しており、株式会社スリーボーダー（横浜市瀬谷区）の代表として電気工事会社を営んでいます。3年前に当社を起業、青年部に加入するとともに当会の事業にも参加し、異業種交流の魅力を知りました。「お客様に対して誠実に」をモットーに、近年は防犯カメラの設置販売業務をメインに事業を展開しています。

青年中央会で異業種のネットワークづくりをしてみませんか??

神奈川県中小企業青年中央会は、県内の中小企業団体等の青年部15団体、賛助会員6名で構成されており、セミナーや交流事業等を通して、傘下会員に異業種交流の場を提供しています。各事業への参加体験も随時受付していますので、異業種交流に興味のある方はお気軽にお問合せください。



KANAGAWA

【青年中央会についてのお問合せ先】

神奈川県中小企業団体中央会 組合支援部内
TEL : 045-633-5132

神奈川県中小企業青年中央会

検索

／ ホームページもあります! \



組合あんてな



子供からお年寄りまでゆったりと買い物を楽しめる地域の憩いの場 金沢商業センター協同組合

金沢商業センター協同組合では、横浜市金沢区にある通称「ユニオンセンター」と呼ばれる共同店舗の管理・運営を行っており、テナントに入居する組合員のための共同宣伝販促事業等を実施しています。センター内は、スーパーや理髪店、飲食店、クリニック等、様々なお店が立ち並び、キッズスペースの設置やバリアフリー化により、世代問わずゆったりと買い物を楽しむことができます。今年からは、神奈川県内の商店街としては珍しい「移動販売車」による地域住民に向けたサービスを新たに開始し、大きな反響を呼んでいます。そこで、今回、当組合の理事長である辻 悠介 氏に現在話題となっている移動販売を中心とした取り組みについてお話を伺いました。



走るユニオンセンター！？移動販売車「ユニクマ号」が地域と組合員を救う！

当組合では、コロナ禍でユニオンセンターへの来客数が減少したため、新たな販促事業として前年度から取り組んだ移動販売車「ユニクマ号」による運用を今年の7月から本格的に開始しました。商品の販売強化ではなく、あくまでユニオンセンターのPRのために実施しており、販売車にはユニオンセンターの文字や組合公式ゆるキャラのユニクマが大きく目立つようにプリントされており、人目を引くデザインとなっています。食料品や日用品、重たくなさる物等を組合が組合員から買取り、野島(金沢区の平潟湾に浮かぶ島)地域の町内会館で移動販売を行っています。

「ユニクマ号」が完成し、金沢区内のどの地域で移動販売するか検討していたところ、縁あって横浜市金沢区社会福祉協議会と出会い、野島地域は島内にスーパーもコンビニもなく、買い物弱者である高齢者が多い課題を抱えていることを知りました。そこで、島内で移動販売することを目指し、当協議会や地元の町内会の協力を得て、事業を行うこととなりました。組合と住民の双方がWin-Winとなる事業のため、協力的な関係団体がとても多く、移動販売時に町内放送が流される他、さらに島内で販売を行う拠点を増やす予定であり、当組合を中心とした調整会議も定期的に開催し、活発に意見交換を行っています。



「ユニクマ号」は神奈川県内の商店街等再起支援事業費補助金を活用して製作されました。販売開始前にスピーカーで放送を流しながらぐるっと島内を一周し、住民に販売開始のアナウンスをします。



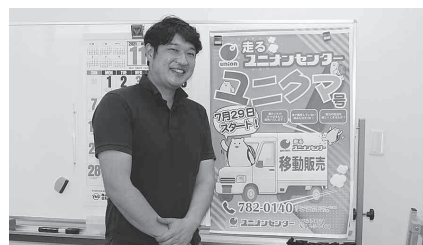
販売開始前からたくさんの住民が販売地点で、「ユニクマ号」の出待ちをしており、コミュニケーションを図っているのが印象的でした。移動販売は買い物だけではなく、住民のコミュニケーションのツールになっており、「これが毎週の楽しみです」と言葉を漏らす住民の姿も見られました。



事業者の声

「コロナ禍で失ったものもあるが、新たな可能性も見つけることができた。」

「現在、『ユニクマ号』による移動販売は専属の従業員一人で運用できる体制が整っていますが、当初は自分(辻理事長)と事務局で試行錯誤しながら行っていました。実際に移動販売で住民の方と触れ合うと、温かい言葉をかけていただけてとても励みになりました。この事業は地域貢献としての側面もありますが、本来の目的は、ユニオンセンターの存在とその魅力を発信して、コロナ禍で失った集客数を取り戻すことです。ユニオンセンターの魅力は、昔ながらの温かいスタッフが集まり、組合員同士でも相互に助け合って営業をしているところに尽きると 생각합니다。この魅力を発信していくには、新しい共同宣伝販促事業を実施する必要がありますが、それが、今回の『ユニクマ号』による移動販売です。集客数は減少してしまいましたが、コロナ禍でなければ、新しい事業の在り方を模索して移動販売を実施することもなかったもので、この機会をプラスに捉えていければと思います。厳しい経営環境ではありますが、ちょうど執行部も若返ったので、今までは違った視点で新しい事業を展開していき、信頼できる仲間たちとともに、愛着のあるユニオンセンターを守り続けていくつもりです。」



辻理事長は横須賀商工会議所青年部の会長を務めていた経験もあり、若くして組合内でも強いリーダーシップを発揮しています。センター内では生花店と飲食店を営まれており、組合業務と重なったご多忙の中、快く取材を引き受けいただきました。

【記事内に関するお問合せ先】

金沢商業センター協同組合 (ユニオンセンター)

(横浜市金沢区泥亀二丁目5番1-100号)

TEL: 045-782-0190

URL: <https://union-center.or.jp/>

組合運営に関するよくある質問に、本会の無料個別専門相談を担当している、弁護士・税理士・公認会計士・社会保険労務士の先生方がわかりやすくお答えします！

組合 Q & A 第51回



成田公認会計士事務所
所長
成田博隆 先生

Q. この度、電子帳簿保存法の改正が行われると聞きましたが、その概要と中小企業においても必ず対応しなければならない改正点について教えてください。

【電子帳簿保存法】帳簿書類等の保存方法

【種類】	【作成方法・受領方法】	【電帳法上の区分】	【任意 or 強制】
帳簿※1	最初から一貫してコンピュータで作成	(イ) 電子帳簿保存	データにより保存することが出来る。 (一定の要件を満たした場合)
決算書類※2		(ロ) スキャナ保存	
取引書類※3	紙で作成・紙で受領	(ハ) 電子取引	データにより保存しなければならない。
	電子データで受領		

※1 総勘定元帳、仕訳帳、固定資産台帳など

※2 貸借対照表、損益計算書など

※3 請求書、領収書、契約書、見積書、注文書など

A. 令和3年度の税制改正において改正が行われた電子帳簿保存法が、令和4年1月1日より施行されます。

電子帳簿保存法とは、各税法で原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録(電子データ)による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務を定めた法律です。電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく上図の3種類((イ)電子帳簿保存、(ロ)スキャナ保存、(ハ)電子取引)に区分されています。

(イ)電子帳簿保存と(ロ)スキャナ保存は、一定の要件を満たす場合に、紙での保存に代えてデータによる保存を認める制度であり、今回の改正で要件が緩和され、従来より適用しやすいものとなりました。

一方、(ハ)電子取引は、電子データで受領した取引書類について、紙での保存が認められていた従来の措置が廃止され、電子データでの保存を義務付けるものであり、規模の大小を問わず、令和4年1月1日より全ての事業者に適用されます。保存要件を満たさない場合、青色申告の取り消しに至る可能性がありますので、大きな影響があります。(上図で塗りつぶされた部分)

紙面の都合上、本稿では、(ハ)電子取引についてのみ説明いたします。

[1] 制度の概要

電子取引の制度とは、取引書類(上図※3)を電子取引により授受した場合には、その取引書類を電子データのまま保存しなければならないという制度です。

対象には、相手方から受け取った取引書類だけでなく、相手方に交付した取引書類の控えも含まれます。

なお、電子取引とは、取引書類等の授受を電磁的方式により行う取引を言い、例えば、電子メールにより取引書類を授受する取引(添付ファイルによる場合も含む)や、インターネット上のサイトを通じて取引書類を授受する取引(通販サイトで購入した物品の領収書のダウンロード等)があります。

[2] 電子データの保存要件

(1) 真実性の要件

以下の措置のいずれかを行うこと。

- ①タイムスタンプ※4が付された後、取引情報の授受を行う
- ②取引情報の授受後、速やかに(又はその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに)タイムスタンプを付すとともに、保存を行う者又は監督者に関する情報を確認できるようにしておく
- ③記録事項の訂正・削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認できるシステムまたは記録事項の訂正・削除を行うことができないシステムで取引情報の授受及び保存を行う

④正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規程を定め、その規程に沿った運用を行う

(2) 可視化の要件

以下の措置の全てを行うこと。

(2)については自社開発のプログラムを使用する場合のみ

①保存場所に、電子計算機(パソコン等)、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと

②電子計算処理システムの概要書を備え付けること

③検索機能を確認しておくこと

(A)「取引年月日」、「取引金額」、「取引相手」により検索できること

(B)「取引年月日」、「取引金額」を範囲指定により検索できること

(C)3項目のうち任意の2以上の項目を組み合わせて検索できること

なお、税務職員によるダウンロードの求めに応じることが出来る場合には(B)(C)が(売上高が1,000万円以下の小規模事業者については(A)も)不要。

[3] 実務上の対応(上記[2]保存要件への実務上の対応)

(1) 真実性の要件への対応

上記[2](1)①～④のうち、いずれか一つの要件を満たす必要がありますが、コスト面や必要とする準備期間を考えると、導入初期としては、④の事務処理規程を定めることによる運用が現実的であると考えられます。なお、事務処理規程のサンプルが国税庁のサイトに掲載されていますので、適宜変更の上、そちらを利用されることをお勧めします。

(2) 可視化の要件への対応

上記2については③の検索機能の確保がポイントとなりますが、電子データを「取引年月日」、「取引金額」、「取引相手」により検索でき、かつ、ダウンロードの求めに応じることが出来る形式で保存しておく方法が一般的であると考えられます。

そのためには、PDF、JPG、PNG等のデータを(例)「20221130_株〇〇商事_20,000」というような上記の3項目を満たす規則性をもったファイル名で作成し、ファイルサーバ等に保存する方法が考えられます。その際、保存先のフォルダについても「請求書」や「契約書」などの取引書類の種類ごとに、かつ、「相手先」や「各月」ごとに作成し、検索しやすい状況にしておくことが必要です。

(注) この内容は令和3年11月時点のものです。今後、内容が変更される可能性があります。

※4 電子文書の確定時刻を証明するための技術的な仕組み

組合個別 専門相談

●通常相談は無料、秘密厳守●

次回日程

◎法律、税務・経理、労務

※令和4年1月は相談会を開催いたしませんので、ご注意ください

令和3年
2月2日(水)

新たに「zoom」による相談ができるようになりました!!

午後1時～4時 本会会議室にて

●電話予約をお願いします。 本会 組合支援部 TEL:045-633-5132

製造業

食料品	パン	全項目とも、前年同月比「横ばい」と回答する組合員が多い。小麦粉等、原材料値上げに対し、販売価格アップについて慎重に検討している状況の組合員も多い。
	酒造	令和3年9月の清酒課税移出数量の特定名称酒は対前年比84.13%と下回った。特定名称酒以外の普通酒は前年比97.84%と下回り、合計で対前年比85.73%と前年を下回る結果となった。
	ひもの	全国に出されていた緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が9月30日付けで全面解除されたことが相俟って、秋の行楽シーズンを迎えた箱根・熱海等では観光客が増加し、一部小売部門に売上の回復が見られた。
	製麺	今月、やっと緊急事態宣言が解除され、24日には長く続いた時短要請も無くなり、人出が戻ってきた感がある。しかし、平日はあまり変わっていないようで、長く続いた宣言等の影響で外食を控える習慣が人々に残っているのかと思う。
木製材	家具	木材の価格上昇と品不足が懸念される「ウッドショック」は一部にコンテナ不足が解消されず、悪い円安環境にあり、経営上の不安要因となっている。果ごもり需要も一段落し、健闘していた企業にとっても、厳しい環境が続くとみている。
印刷	製本	緊急事態宣言解除後の月となったが、多少動きは見られた。しかし、業界全体が動くほどではなく、依然として厳しい状況は続いている。
	印刷	日本製紙連合会が発表した2021年9月の紙・板紙需給速報では、紙・板紙の国内出荷は前年同月比3.6%増で6ヵ月連続の増加。用途別では、グラフィック用紙が0.7%増で6ヵ月連続の増加、パッケージング用紙は5.2%増で7ヵ月連続の増加となっている。印刷・情報用紙の国内出荷は前年同月比3.2%増で6ヵ月連続の増加。輸出も70.9%増で6ヵ月連続のプラス。
化学	石油製品	原油価格の値上がりの影響を大きく受けなかったことや、感染者数の減少に伴う外出機会の増加の影響を受け、組合員各社の売上は概ね順調、グルコサミン関連は特に好調であった。
窯業・土石	砕石	リニア中央新幹線のトンネル工事において死亡事故が発生。全国間で工事がストップとなり、骨材需要が減少。また、原油高により、生産、運搬コストが上昇、経営環境が悪化。
鉄鋼	工業塗装	大型一括受注案件が11月まで継続している。また従来型取引先案件も8月中旬以降増加して、当月も繁忙を極めた。受注はいったん当月をピークに減少の予定。仕掛り残りがあり、11月までは売上は好調であるが、12月以降は不透明である。
	工業団地（相模原市）	特殊車両製造・メンテナンス業は、東日本大震災の復興需要が昨年夏頃まで続いていたが、コロナウイルス感染拡大の影響により、昨年夏以降特需がなくなり、売上が落ちている。
	工業団地（相模原市）	潜在的受注はあるものの、未だに海外調達部品の状況が悪い。特に半導体、海外調達品の不確実性に注意が必要。現時点でコロナウイルス感染者は少なくなってきたものの、今後の感染状況によりサプライチェーンへの影響が心配となる。
金属	工業団地（伊勢原市）	経営環境の改善が見込めない。原油高、半導体、鋼材等の要因で、各取引先の下期受注も読めない状況。コロナウイルス感染拡大の状況が落ち着きつつあるのは改善材料だが、年末年始にかけての第6波も心配される。
	金属製品	ワクチン接種が進みコロナ感染者も減少傾向で人の動きは増加傾向にある。仕事量は増加傾向にあるが、人材の確保が非常に厳しい現状である。新しい政府が中小企業に対する政策を早く打ち出してほしい。
輸送機器	指定業者（船舶）	国内造船業の就労者数が減っている、オイルショック前と比較すると6割強の減少だ。中韓との競争激化、コロナ禍の商談停止、鋼材価格の高騰等で国内造船業は大きなダメージを被ったことが大きな要因と思われる。
その他製造業	工業中心の複合業種（川崎市）	企業によって差はあるが、全体でも受注は伸びている。しかし、材料の不足と高騰に悩まれ、半導体関連の品不足や納期に間に合わず、手に入る高値の材料での生産等、利益に結びつかず、厳しい状況は変わらない。
	工業中心の複合業種（川崎市）	鋼材価格が急騰し、販売価格へ転嫁できないで、収益が悪化。
	工業中心の複合業種（厚木市）	世界的に設備投資が回復傾向。国内、海外向け共に前年比増。半導体関連の動きが活発化し上向く見込みが持てる。コロナ禍の生活環境の変化により、受注変化への対応が求められる。感染者減により外出等活動が戻ることから、外食・観光産業の回復が期待される。

景況天気図 (前年比)	売上高	在庫数量	販売価格	取引条件	収益状況	資金繰り	設備操業度	雇用人員	業界の景況
									
	-27.0%	-10.9%	2.7%	-24.3%	-36.5%	-29.7%	-9.5%	-6.8%	-37.8%
									
製造業	-19.0%	-0.0%	-4.8%	-14.3%	-28.6%	-23.8%	-9.5%	-9.5%	-23.8%
							—		
非製造業	-30.2%	-20.0%	5.7%	-28.3%	-39.6%	-32.1%	—	-5.7%	-43.4%

【天気図の見方】各景況項目について「増加」（または「好転」）業種割合から「減少」（または「悪化」）業種割合を引いた値（KJ）をもとに作成。その基準は次の通りである。ただし、在庫数量はKJ値プラスの場合には雨、マイナスの場合には晴れの方向に表した。KJとは、「神奈川県情報連絡員調査指数」の略である。



※この業界情報は、県下74名の連絡員からの情報をもとにしております。

非製造業

卸	菓子卸	売上は変わらず、3割の減少が続いているようである。コロナウイルス感染者が大幅に減少し、社員の感染による経営リスクは減少したが、売上に関してはハロウィンもあり売上アップにはならなかったようだ。
	卸回地	売上については、ようやく前年同月比で不変となったが、コロナ禍以前と比較した場合、減収している状況。一方、巣ごもり需要による特需で増収の企業もあり、販売ターゲットによる業績格差が顕著に表れている。大幅減収の企業においては、緊急特別融資で資金繰りを保っている状況。
	料理材料卸	昨年10月はGoTo イートも始まり、多少回復の兆しが見えており、売上も回復月となっていた。今年は酒類提供も容認されはしたが、時間、人数規制もあり、飲食店も休業状態の店も多く、昨年対比減となる。
	リサイクル	10月に入り、東南アジア向けの段ボールが下落した。中国需要の低迷及びコロナウイルス感染拡大の影響が主要因となる。また、ここにきて石炭の高騰から製品価格の採算悪化に追い打ちをかけており、工場休転を計画するメーカーも出始めている等、更なる下落も考えられる。
業	リサイクル	古紙市況は、国内外ともに需要が増加しているが、市中回収が減少しており、問屋の在庫は低水準となっている。アジア向けの輸出も先月に引き続き好調のため、今後年末環境での古紙回収量増加が期待される。
	菓子	季節も変わり、業界としては上向き。
小	青果	10月に入り、関東地方は台風の上陸もなく、秋らしくなり、急激な冷え込みで一時的に一部の野菜で高値もあったが、天候にも恵まれ、順調な入荷となった。相場全体的には、安定していた。コロナ緊急事態宣言解除により、飲食店関係では、徐々に回復してきているものの、客足悪く需要伸びず、依然厳しい状況であった。
	化粧品	コロナウイルスもだいぶ感染者が減少してきたが、まだ半信半疑の状態。しかし、店頭にはほぼつお客様が来店されている。このまま第6波が来ないことを願うばかり。
	電化製品	中国のサプライヤーからの部品入荷遅れ等により、加湿器、石油 FH、エコキュート、トイレ、一部商品の品不足が起きている状況。特に冬物関連商品は影響が大きいと思われる。
	燃料	10月に入り、9月から8週連続してコストが上昇し、9月の上旬からエネオスの仕切価格は13.5円/ℓ 上昇。要因としては、「ポストコロナ」の経済活動の再開や北半球が需要期の冬に入る点等が指摘されている。さらに、これらを受け、原油相場が上昇基調を維持したことに加え、円相場も急速な下落も押し上げ材料として働いたものと考えられる。
売	鮮魚	入荷量は少ない。小売店の営業は宣言解除後も特に変わりはない。飲食店組合員の営業は思うように回復していない。
	共同店舗	コロナウイルスの感染拡大の影響で、未収増加。改善なし。
	タイヤ販売	タイヤ業界の全体販売本数は前年同月に比べ2%増と堅調であった。(タイヤ新報より)新型コロナウイルス感染者の減少で年末の帰省やレジャー等のアクティビティが増加すれば、業界全体も潤うだろう。
	商店街（横須賀市）	10月期は緊急事態宣言が解除され、昼間の来街者は戻り始めた。11月1日から来年の3月13日まで中央下町の隣接4商店街にて統一感あるイルミネーション装飾を実施する。
店	商店街（横浜市）	緊急事態宣言が解除され、飲食店の活気が戻りつつあるが、コロナ禍前までは戻っていない。コロナウイルスの感染拡大が収束した体制をしっかりと見極める必要を感じる。
	商店街（藤沢市）	客足ベースで、2桁近い落ち込みが続く。総じて、各店舗売上の厳しさに変わりはない。しかしながら、ようやく緊急事態宣言が解除され、プレミアム商品券支援事業費補助金申請手続きを完了することができた。
街	商店街（川崎市）	今月に入り、感染状況が急に変化してきた。世の中で止まっていたものが、急に動き出すような雰囲気だが、果たしてどのようになっていくか見定めている。年末に向けてイベント等の実施は企画はしているが、このまま感染者が多くならないことを祈るだけである。
	温泉旅館	緊急事態宣言が解除されたが、24日までは酒類提供の時短協力期間であり、売上の減少の要因となった。土曜日が満室になる施設が多くなり、団体客も徐々に増加してきた。
	医療業	コロナウイルスワクチンは11月終了の医療機関が多い。インフルエンザワクチンは10月予約、11月開始だが、供給量が昨年比75%程度のため、混雑が予想される。健康診断が戻りつつある。今月も医薬品、特にジェネリックを中心に供給不足が続発しており、医薬品の確保に難渋している(当分続く)。
	ファイナンシャルプランナー	来月11月から新規事業が2件開始される。今期の営業成績に重要な時期となっている。さらに業績向上に向けて創意工夫していく。
業	情報サービス業	(前月と同じ)政府からの携帯電話料金の値下げ要請に携帯大手が応じている。その結果で携帯大手会社が経営不振となり、そのおかげで当組合・当社を含む携帯電話関連の中小企業の経営悪化が懸念される。下期に入り案件が少し多めに出てきている。しかしながら、要求レベルは高く、生産性・品質を求められる状況は変わらない。
	建築設計	建設業では、横浜市は老朽化した小学校の校舎躯体劣化調査を実施し、建替えてなく、長寿命化で対応できるか検討が始まった。また、市のホームページに「新たな教育センター基本構想」が掲載される他、藤沢市より市立学校施設再整備第2期実施計画が公表され、その他の小規模な改修計画が随時公表されている。
	柔道整復師	現在、新型コロナウイルス感染症も感染者数の急激な減少により、心理的に景況感が好転しだしているようだが、やはり次の感染拡大を心配される方が多いこともあり、当業界においてもその影響が残り、毎日の来院者数も伸びない状況が続き、収入減少が続いている。
	管工事業	民間受注は低調で、依然として厳しい状況が続いている。未だに景況の回復が見えない中で、10月から原材料の価格高騰により、製品価格も値上げとなり、大変痛手である。公共工事に期待するしかない。
建	電気工事	ケーブル単価上昇及び盗難による損失が発生。
	空調設備工事	工事量の多いところと少ないところが多く出てきている。そのために受注単価にも開きがある。そこにきて、鋼材や原油等の値上げで資材が値上げとなり、今後が不安である。
	畳工事	畳材料の値上げが始まっている。緊急事態宣言が解除された時点から一般住宅のお客からの注文が増加してきた。このままいってくれればいいのだが。ものづくりマイスターによる職業能力開発協会を通じての小学校へのものづくり教室が増えてきている。
	道路貨物	海上コンテナ運送量は減少している。また、燃料価格の高騰で収益を圧迫しており、業界全体が大変厳しい状況である。
運	道路貨物	燃料費の高騰により、経営収益が圧迫されている。冬場に向けてさらなる価格上昇が懸念される。
	道路貨物	緊急事態宣言の解除に伴い、業務用飲食関係の物量が増えてきたが、個人消費関連の物量が減ってきている。鋼鉄、自動車、電機、機械メーカーを主とするメーカーの生産調整が続いており、全体的な物量が先月に続き低迷したままである。
	タクシー	少しづつ街中の人が増加した感じはあるが、景況が大きく変わることはなく、なだらかな回復という感じ。
	歯科技工	前年同月売上は増加したが、仕入価格、ライフレイン、ガソリン代等経費が前年度より多く、収益状況は変わらない。景況は悪化よりの不変になる。



経済産業省からのお知らせ

～月次支援金が10月分まで延長されます！～



経済産業省では、緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置に基づく、飲食店の休業・時短営業や外出・移動の自粛の影響により、売上が大幅に減少した事業者に対して、月次支援金を支給してきました。令和3年10月に緊急事態宣言は全面解除されましたが、政府の基本的対処方針では、緊急事態宣言が解除された19の都道府県においては、引き続き、飲食店に対する時短要請等が続いた地域もあります。これを踏まえ、この19の都道府県による時短要請等の影響を受ける事業者に対しては、業種・地域を問わず、10月分まで月次支援金を支給することとなりました。

給付額

中小法人等は上限**20万円**/月、個人事業主は上限**10万円**/月

給付額：2019年又は2020年の基準付きの売上※1－2021年の対象月の売上※2

※1 2019年または2020年における対象月と同じ月。

※2 緊急事態措置またはまん延防止等重点措置（以下「対象措置」という）が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて、2019年または2020年の同月比で、売上が50%以上減少した2021年の月。

10月分締切：令和3年11月1日～令和4年1月7日

詳細はホームページにてご確認ください



月次支援金

検索



厚生労働省からのお知らせ

令和3年12月以降も雇用調整助成金の特例措置等が延長されます！



雇用調整助成金は、事業主が労働者に休業手当等を支払う場合に、その一部を助成する制度です。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年11月30日までを期限に雇用調整助成金の特例措置が講じられてきましたが、この特例措置が令和3年12月31日まで延長されます。令和4年1月以降の特例措置延長の施行は厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点では予定となっています。

特例措置の内容

判定基礎期間の初日		令和3年	令和4年（予定）	
		5月～12月	1月	2月・3月
中小企業	原則的な措置	4/5（9/10） 13,500円	4/5（9/10） 11,000円	4/5（9/10） 9,000円
	業況特例・地域特例	4/5（10/10） 15,000円	4/5（10/10） 15,000円	
大企業	原則的な措置	2/3（3/4） 13,500円	2/3（3/4） 11,000円	2/3（3/4） 9,000円
	業況特例・地域特例	4/5（10/10） 15,000円	4/5（10/10） 15,000円	

【令和3年12月まで】

原則的な措置では、令和2年1月24日以降の解雇等の有無及び「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の4/5以上」
地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無

【令和4年1月から】

原則的な措置では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無及び「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の4/5以上」
地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無

【お問合せ先】

雇用調整助成金コールセンター

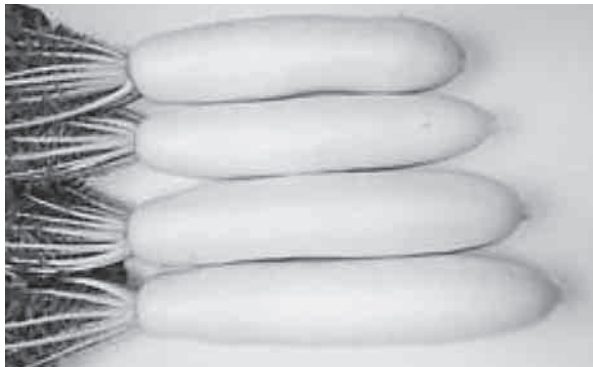
TEL：0120-60-3999（受付時間9：00～21：00 土日・祝日含む）

厚生労働省
ホームページ



逸 今月の品

『かながわの名産100選』より



#51 三浦のだいこん

三浦半島はだいこんの産地として全国的に有名で、甘くて緻密な肉質は冬の食卓に欠かすことが出来ない存在。主流の「青首だいこん」以外にも、希少な「三浦だいこん」や「レディーサラダ」などバリエーションも豊か。

こちらのコーナーは「かながわの名産100選」より抜粋しています。

「かながわの名産100選」は県 HP (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ya3/cnt/f300096/>) でもご覧になれます。

記事に関するお問合せはこちら
神奈川県 国際文化観光局 観光部 観光企画課
TEL: 045-285-0739 (直通)

編集後記

先日は皆様のご協力の下、27年ぶりに神奈川県で中小企業団体全国大会を盛大に開催することができました。これだけ盛大に開催できたのは参加いただけた皆様や関係各位のご協力があったことに尽きると感じています。この場を借りて改めて皆様に感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

情報調査部担当者

情報募集

『商工神奈川』に
組合の情報を掲載しませんか？

- ★イベントの告知をしたい
- ★組合の事業を紹介したい
- ★取材に来てほしい



お気軽にお問合せ下さい！

【組合の情報掲載に関するお問合せ】
情報調査部 TEL:045-633-5134
もしくは組合担当者まで



神奈川県信用保証協会



LINE
友だち募集中

金融支援
創業支援
経営支援

～夢と未来に向けて～
かながわの中小企業を
応援します



カナモ

メリット

- ① セーフティネット
保証等の別枠保証も
ございます
- ② 資金調達が
スムーズになります
- ③ 原則として第三者
保証人が不要です

随時ご相談をお受けしています

営業部
045(681)7178

川崎支店
044(222)7811

小田原支店
0465(23)0138

横須賀支店
046(822)3821

藤沢支店
0466(23)0792

厚木支店
046(221)0633

相模原支店
042(752)0575

<https://www.cgc-kanagawa.or.jp/>

住宅ローン 借り換えで、 こんなにお得に なるなんて！

1つでも当てはまる方は今すぐ相談！

- ☑ 残高 1,000万円以上
- ☑ 残存期間 10年以上
- ☑ 現在の金利が 1.0% 以上
- ☑ 団体信用生命のがんの保障がついてない

借り換えの
お申込みはこちらから



個別相談無料

- 💬 忙しくて銀行に相談できない
- 💬 まずはメリットがあるか知りたい

0円

→ メール・電話・面談などご希望に合わせて相談可能です！
→ 簡単シミュレーション作成いたします！

借り換え契約時の年齢が50歳未満の方

がんと診断されたら

住宅ローンの残債が

0円

万が一の時、安心の保障です！

① お問い合わせ先



株式会社バリュー・エージェント
(旧社名:株式会社神奈川保険グループ)

🏠 〒232-0016 神奈川県横浜市南区宮元町1-21-15

☎ 045-716-0002 📠 045-716-0005

✉ kanagawa_honbu@vagt.jp



神奈川県中小企業団体中央会 ビジネスJネクスト制度のご案内



—団体業務災害補償保険制度—

従業員や企業を巡るトラブル、 貴社の備えは万全ですか？

社長！！
作業中に高所から落ち、
従業員が亡くなりました！！

社長！！
セクハラにより会社が訴えられ
ています！！



社長！！
従業員が過労自殺して
使用者責任を問われています！！

社長！！
不当解雇が原因で損害賠償請求
をされています！！

最近の労災高額損害賠償例では、1億円を大きく超えた判決となるものがあり、脳・心臓疾患と精神障害によるものが
増えています。(引受保険会社調べ)

判決容認額	年	年令	業種	態様	備考
1億6,700万円	2019年	開示なし	市立病院	医師が過労死	過労死
1億円	2014年	28歳	鉄道会社	社員が長時間労働によるうつ病で過労自殺	自殺
7,200万円	2014年	開示なし	消火器販売	上司によるパワハラが原因でうつ状態となり自殺	自殺
1億9,400万円	2010年	35歳	レストラン	「名ばかり管理職」が過労により意識不明	脳疾患後遺障害
1億8,989万円	2008年	33歳	精密機器製造	異動後の過重な業務による脳内出血で意識障害	脳疾患後遺障害

●このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

詳しい内容をお知りになりたい場合には、下記シートをご記入いただき、三井住友海上（045-461-0697）までFAXしてください。

貴社名	所属組合名		
ご住所			
ご担当者名			
TEL	FAX		
ご相談内容	1. 見積りが欲しい 2. 説明が聞きたい 3. 加入したい		

<ご連絡先>

【引受保険会社】
三井住友海上火災保険株式会社 神奈川支店横浜第二支社
住所：横浜市神奈川区栄町7-1 MYXビル4階
TEL：045-461-8245
FAX：045-461-0697

経営者・役員・従業員とそのご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。

BESTパートナー
大樹生命



従業員のための 退職金準備に 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための 万一の保障 団体扱生命保険

団体扱* (月払) の場合、
一般扱 (口座振替月払等) で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の
各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート



業務上の災害への備えに 業務災害補償保険

事業活動にかかわる
従業員さまのケガなどのリスクに
対してお役に立つ保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社

業務災害補償保険 取扱代理店
大樹生命保険株式会社



- * 団体扱とは、神奈川県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
- ※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。
- ※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書 (契約概要)」「特に重要な事項のご説明 (注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」および神奈川県中小企業団体中央会の「退職金共済規程 (規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社

横浜支社 〒221-0056 神奈川県横浜市神奈川区金港町1-4 横浜イーストスクエア9F TEL:045-345-4201

横浜北支社 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜3-7-3 リーフスクエア新横浜ビル8F TEL:045-474-4780

湘南支社 〒251-0025 神奈川県藤沢市鵠沼石上1-5-4 大樹生命藤沢ビル6F TEL:0466-23-3721

町田支社 〒194-0022 東京都町田市森野1-7-23 大樹生命町田ビル4F TEL:042-722-6368

<https://www.taiju-life.co.jp/>

大樹-KB-2019-1064 (損保)A-2021-101 (2021.4)
R-2021-1001 (2021.4)